

居宅介護職員初任者研修等実施要綱

1 目的

この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）及び「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で定める居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、同行援護従業者養成研修一般課程及び同行援護従業者養成研修応用課程並びに北海道として実施する視覚障害者移動介護従業者養成研修及び全身性障害者移動介護従業者養成研修（以下「居宅介護職員初任者研修等」という。）について、道の取扱いを定めるものである。

2 実施主体

居宅介護職員初任者研修等の実施主体は、知事又はこの要綱に定める指定要件を満たすものとして知事が指定する者（以下「事業者」という。）とする。

3 研修課程及び方法

(1) 各課程の目的及び研修時間は、次のとおりとする。

なお、重度訪問介護従業者養成研修追加課程を受講できる者は、重度訪問介護養成研修基礎課程を修了した者とし（ただし、基礎課程と追加課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行う場合を除く。）、同行援護従業者養成研修応用課程を受講できる者は、同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者とする。（ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行う場合を除く。）。

課 程		目 的	時間
居宅介護職員初任者研修課程		居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を修得する。	130
障害者居宅介護従業者基礎研修課程		居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を修得する。	50
重度訪問介護従業者養成研修課程	基礎課程	重度訪問介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得する。	10
	追加課程	重度訪問介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障害者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得する。	10
	統合課程	重度訪問介護従業者が行う業務に関する基礎知識及び技術、重度の障害者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則による基本研修を統合して習得する。	20.5
同行援護従業者養成研修課程	一般課程	同行援護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得する。	20
	応用課程	同行援護従業者が行う業務に関する知識及び技術を深めるとともに、特に障害及び疾病の理解や場面別における技能等に関する知識及び技術を習得する。	12
視覚障害者移動介護従業者養成研修課程		視覚障害者（児）に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を修得する。	20
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程		全身性の障害を有する者（児）に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を修得する。	16

(2) 障害者居宅介護従業者基礎研修課程及び重度訪問介護従業者養成研修統合課程は講義、演習及び実習により行い、重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程及び追加課程）は講義及び実習により行い、居宅介護職員初任者研修課程、同行援護従業者養成研修課程、視覚障害者移動介護従業者養成研修課程及び全身性障害者移動介護従業者養成研修課程は講義及び演習により行うこととし、その研修カリキュラムは別紙1のとおりとする。

ただし、地域性、受講者の希望等を考慮して、必要な科目を追加することは差し支えない。

(3) 研修のうち、講義を通信で実施できるものとする。この場合において、講義は別紙2の基準により行わなければならない。

(4) 修了年限

ア 居宅介護職員初任者研修課程については、原則として8月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、1年6月の範囲内で修了することとして差し支えない。

イ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程については、原則として4月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、8月の範囲内で修了することとして差し支えない。

ウ 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程については、原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内で修了することとして差し支えない。

エ 重度訪問介護従業者養成研修追加課程については、原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内で修了することとして差し支えない。

また、基礎課程と追加課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として2月以内に修了すること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。

オ 重度訪問介護従業者養成研修統合課程については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。

カ 同行援護従業者養成研修一般課程については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。

キ 同行援護従業者養成研修応用課程については、原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内で修了することとして差し支えない。

また、一般課程と応用課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として3月以内に修了すること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、6月の範囲内で修了することとして差し支えない。

ク 視覚障害者移動介護従業者養成研修課程及び全身性障害者移動介護従業者養成研修課程、については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。

(5) 事業者は、研修受講者が、やむを得ない事情等により、研修の一部を受講しなかった場合であって、事業者が定める修了年限内に、同一又は他の実施主体が行う研修の一部を受講した場合においては、当該受講内容を確認の上、確認された内容に相当する研修科目及び研修時間の全部又は一部を受講したものとみなして差し支えないものとする。

4 免除科目

(1) 本要綱5の規定により指定を受けた事業者は、研修受講者の保有する資格又は実務経験等により、研修課程の全部又は一部科目を免除できるものとする。なお、免除科目については、別紙3に定めるとおりとする。

- (2) 都道府県、市町村又は公的団体の実施する在宅サービスに係る研修事業の修了者が、居宅介護職員初任者研修等を受講する場合であっても、履修した科目を居宅介護職員初任者研修等の科目として免除する取扱いとはしないものとする。ただし、在宅サービスに係る研修事業の実施団体から、当該研修と居宅介護職員初任者研修等との重複する科目について、免除適用の申請があり、知事がこれを認めた場合には、この限りでない。
- (3) 看護師、准看護師及び保健師の資格を有する者については、居宅介護職員初任者研修課程の全てを免除するものとする。したがって、看護師、准看護師及び保健師の資格を有する者を居宅介護職員初任者研修課程修了者とみなし、看護師、准看護師及び保健師の免許証を居宅介護職員初任者研修課程の修了証明書として扱うものとする。
- (4) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得するための研修（以下「実務者研修」という。）を修了している者については、居宅介護職員初任者研修課程の全てを免除するものとする。したがって、実務者研修の修了証明書を有する者を居宅介護職員初任者研修課程修了者とみなし、実務者研修の修了証明書を居宅介護職員初任者研修課程の修了証明書として扱うものとする。
- (5) 平成23年9月30日において、次に掲げる研修を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者、または当該研修の課程を受講中の者であって、平成23年10月1日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、同行援護従業者養成研修一般課程の全てを免除するものとする。したがって、その証明書を同行援護従業者養成研修一般課程修了証明書として扱うものとする。
- (i) 視覚障害者移動介護従業者養成研修
- (ii) 重度視覚障害者研修
- (6) 次に掲げる研修を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、同行援護従業者養成研修一般課程及び同研修応用課程の全てを免除するものとする。したがって、その証明書を同行援護従業者養成研修一般課程及び同研修応用課程の修了証明書として扱うものとする。
- (i) 社会福祉法人日本盲人会連合が実施する「視覚障害者移動支援従事者資質向上研修」

5 指定要件

指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の要件のすべてを満たすものとし、指定後においても同様とする。

(1) 組織要件

- ア 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- イ 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- ウ 重度訪問介護従業者養成研修統合課程を実施する事業者は、法附則第6条に定める喀痰吸引等研修登録研修機関の登録を受けていること。

(2) 研修要件

- ア 継続的に毎年1回以上開催すること。ただし、居宅介護職員初任者研修等事業休止届を提出したときは、この限りでない。
- イ 研修内容が、本要綱3の(2)に規定する研修カリキュラム以上のものであり、修了年限が定められた期間内であること。
- ウ 各教科を担当する講師について、別紙4の基準を標準とした適当な人材が、適当な人数確保されていること。
- エ 適切な実習施設からの利用承諾を得て、別紙5の基準を標準とした適当な実習指導者の下で実習が行われること。

- オ 講義を通信で行う場合には、添削指導及び面接指導が適切に実施されること。
- カ 研修受講者に対し、受講申込時または初回の講義時に本人確認を行うこと。本人確認の方法については、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、運転免許証等、公的証明書により、研修受講者が本人であることを確認し、その写しを保存すること。
- キ 重度訪問介護従業者養成研修統合課程のうち、社会福祉士法及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則別表第3第1号に定める基本研修（以下「基本研修」という。）に相当する講義及び演習は、「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成24年3月30日社援発0330第43号）及び「北海道喀痰吸引等業務登録申請等実施要綱」（以下「喀痰吸引等研修実施要綱等」という。）によるものとする。
- (3) 受講者保護要件
- ア 次の事項を規定した学則をあらかじめ定めた上で、受講申込前に、受講者に当該学則に記載した事項を周知すること。
- (ア) 研修の目的
 - (イ) 研修の名称
 - (ウ) 研修の課程、修了年限、研修期間、定員、受講料、及び受講対象者
 - (エ) 受講手続（募集時期、受講料納入方法、受講料返還方法、本人確認等）
 - (オ) 研修の内容及び時間数
 - (カ) 研修の免除
 - (キ) 主要テキスト
 - (ク) 修了認定の方法（出欠の確認方法、成績の評定方法、修了の認定方法、修了証明書等）
 - (ケ) その他の研修実施に当たって規定すべき事項（講義を通信で行う場合にあっては、当該実施に係る地域を含む。）
- イ 研修への出席状況、成績、修了者名簿等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。
- ウ 事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密を他に漏洩しないこと。
- エ 研修の名称以外の名称を使用したり、指定を受けた事業者名と異なった名称で受講者を募集したりするなど、受講者に誤解を与えるような行為をしてはならないこと。
- (4) 利用施設保護要件
- 研修受講者が実習において知り得た施設利用者等の個人の秘密を他に漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。
- (5) 手続要件
- ア 申請者は、研修を開始する2箇月前までに、別記第1号様式の居宅介護職員初任者研修等事業者指定申請書及び次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。ただし、
- (カ) に掲げる添付書類は実習を行う場合に限り提出するものとし、(サ) に掲げる添付書類は講義を通信で行う場合に限り提出するものとする。
- (ア) 研修の概要
 - (イ) 学則
 - (ウ) 講師一覧（講師の氏名、担当教科、資格、専任又は兼任の別等）
 - (エ) 講師調書（講師の職歴等）及び保有する資格等の証明書
 - (オ) 喀痰吸引等研修講師履歴書の写し（重度訪問介護従業者養成研修統合課程に限る。）
 - (カ) 実習施設一覧及び実習施設利用承諾書
 - (キ) 収支予算書
 - (ク) 財政計画書
 - (ケ) 定款その他基本約款
 - (コ) 資産状況を証する書面
 - (サ) 添削指導及び面接指導の指導方法書並びに講義室（演習室）使用承諾書
 - (シ) 登録研修機関登録通知書の写し（重度訪問介護従業者養成研修統合課程に限る。）
- イ 事業者は、申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）、

事業所の所在地（講義を通信の方法によって行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地）並びにアに掲げる事項に変更があつたときには、10日以内に、知事に別記第2号様式の居宅介護職員初任者研修等事業変更届出書を提出しなければならない。

ウ 事業者は、研修事業を休止したとき（研修を年1回以上実施しないことが明らかで、かつ、廃止する予定のないときをいう。）には、10日以内に、知事に別記第3号様式の居宅介護職員初任者研修等事業休止届出書を提出しなければならない。

エ 事業者は、休止後、研修事業を再開したときには、10日以内に、知事に別記第4号様式の居宅介護職員初任者研修等事業再開届出書を提出しなければならない。

オ 事業者は、研修事業を廃止したときには、10日以内に、知事に別記第5号様式の居宅介護職員初任者研修等事業廃止届出書を提出しなければならない。

カ 事業者は、研修事業を修了した日の属する月から2箇月後の月末までに、知事に別記第6号様式の居宅介護職員初任者研修等事業修了報告書に修了者名簿を添えて提出しなければならない。

(6) その他の要件

事業者は、知事が、研修に関する情報提供、研修事業の内容の変更その他必要な指示を行った場合には、その指示に従わなければならないこと。

6 調査及び指導

(1) 知事は、本事業の適正な実施のため必要があると認める場合には、事業者に対し、本要綱に規定する研修の実施に係る報告若しくは帳簿書類の提出又は提示を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(2) 知事は、本事業の実施に関し、適当でないと認めた場合には、事業者に対し、必要な指導を行うことができる。

7 指定の取消し等

本要綱5に規定する要件に反すると認めるときには、知事は、指定をしないこと又は指定を取り消すことができるものとする。

8 修了評価

研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行われる必要があることに留意すること。

(1) 居宅介護職員初任者研修課程の修了評価の方法は、講師による評価及び筆記試験により行う。筆記試験は、1時間以上実施するものとし、カリキュラムの時間数には含めない。

(2) 重度訪問介護従業者養成研修統合課程のうち、基本研修に相当する講義及び演習の修了評価は、喀痰吸引等研修実施要綱等によるものとし、講義の修了評価は筆記試験によるものとする。

9 修了証明書の交付

(1) 事業者は、研修修了者に対し、別紙6に定める修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付するものとする。

(2) 事業者は、研修修了者から紛失等により証明の申出があつたときには、修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付するものとする。

10 書類の保存

事業者は、研修の実施に係る関係書類を研修の終了後5年以上保存するものとする。ただし、修了者に係る名簿については、永久保存しなければならない。

11 申請手続き等

- (1) この要綱に定める申請書等の書類の提出は、主たる事務所の所在地を所管する総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課（主たる事務所が札幌市内の場合は保健福祉部福祉局施設運営指導課）に対して行うものとする。
- (2) 申請書等の書類を受理した総合振興局（振興局）は、当該申請等の内容が、他都府県との調整を要するものである場合は、保健福祉部福祉局施設運営指導課あて進達するものとし、指定等の事務処理は保健福祉部福祉局施設運営指導課において行うものとする。
- (3) 総合振興局（振興局）は、(1)の申請書等に係る指定等を行った場合は、次のとおり関係機関に通知するものとする。
 - ア 保健福祉部福祉局施設運営指導課
指定申請書、変更届出書（添付1号様式「研修の概要」に変更があった場合に限る。）、
休止届出書、再開届出書、廃止届出書を受理した場合
 - イ 他の総合振興局（振興局）
当該申請者等の事業所の所在地が、他の総合振興局（振興局）にまたがる場合（関係先のみ。）

12 情報の開示

事業者は、情報の開示に努めるものとし、別紙7に定める事項をインターネットのホームページにより公開しなければならない。

13 その他

既に北海道介護職員初任者研修事業者として指定を受けている者が居宅介護職員初任者研修を実施するものとして指定を受けようとする場合は、5の（5）のAに関わらず、居宅介護職員初任者研修等事業者指定申請書に北海道介護職員初任者研修事業者の指定の通知の写しを添付することにより、次に掲げる書類の添付を省略することができる。

- ア 講師調書（講師の履歴等）及び保有する資格等の証明書（別紙3の2に定める免除科目の教科を担当する講師分のみ。）
- イ 収支予算書
- ウ 財政計画書
- エ 定款その他基本約款
- オ 資産状況を証する書面

14 経過措置

(1) 平成25年4月1日において既に居宅介護従業者養成研修等実施要綱（平成19年2月19日付け障福第2539号北海道保健福祉部長通知）（以下「前要綱」という。）の1級課程及び2級課程（以下「旧1、2級課程」という。）を修了している者及び平成25年4月1日において旧1、2級課程を受講中の者であって、それ以降に当該研修を修了した者は、居宅介護職員初任者研修を修了した者とみなす。

なお、「受講中の者」とは、平成25年3月31日以前に、旧1、2級課程受講予定の者の募集を行い、平成25年4月1日以降に当該研修を修了した者も含まれるものとする。

(2) 平成25年4月1日において既に前要綱の3級課程（以下「旧3級課程」という。）を修了している者及び平成25年4月1日において旧3級課程を受講中の者であって、それ以降に当該研修を修了した者は、障害者居宅介護従業者基礎研修を修了した者とみなす。

なお、「受講中の者」とは、平成25年3月31日以前に、旧3級課程受講予定の者の募集を行い、平成25年4月1日以降に当該研修を修了した者も含まれるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、行動援護従業者養成研修に関する事項については、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。